

■ お支払いの対象とならない主な場合

A.この保険では、次の請求または命令の決定に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、次に規定する事由または行為または給付が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合にこの規定が適用されるものとし、適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。
①被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことによる請求または命令の決定
②被保険者の犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する請求または命令の決定
③法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する請求または命令の決定
④被保険者に給料、俸給、各種手当、報酬等の給与その他の給付が違法に支払われたことに起因する請求または命令の決定
⑤被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、公社債等の売買等を行ったことに起因する請求または命令の決定
⑥他人に対する違法な利益の供与に起因する請求または命令の決定
⑦被保険者が公務員としてその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する請求または命令の決定
⑧公務員（法令の規定により公務員とみなされる者を含みます。）に対する違法な公金の支出に起因する請求または命令の決定
⑨供給接待（名目を問いません）、娯楽または遊興飲食に対する違法な公金の支出に起因する請求または命令の決定
⑩職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害することによる請求または命令の決定（*6）
⑪職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を利用して、業務の適正な範囲を超えて、労働者に対して精神的・身体的苦痛を与えることまたは職場環境を悪化させることに起因する請求または命令の決定（*6）
⑫労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うことに起因する請求または命令の決定（*6）
⑬公序良俗に反する行為または給付に起因する請求または命令の決定
（*6）侵害行為に起因してなされた損害賠償請求による争訟費用の補償部分（前記【保険金をお支払いする場合】の【6】部分）については、この免責事由は適用されません。

B.この保険では、次の請求または命令の決定に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、次に規定する事由・行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合、またはあったと申し立てられた場合にこの規定が適用されるものとします。

①この保険契約の保険期間の初日において、被保険者に対する請求または命令の決定がなされたおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の請求または命令の決定
②この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた請求または命令の決定の中で申し立てられていた行為に起因する一連の請求または命令の決定
③直接であるか間接であるかにかかわらず、核物質（核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます。）の危険性（放射性、毒性または爆発性を含みます。）またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する請求または命令の決定（ただし、医学的・産業的利用のための放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬中（これらに法令違反がなかった場合に限ります。）の原子核反応や原子核崩壊・分裂による損害は除きます。）
④（*7）被保険者の以下のア～オの行為に起因する「身体の障害、精神的苦痛」「財物の滅失・破損・汚損・紛失・盗難およびこれらに起因する財物の使用不能損害」「口頭・文書による誹謗・中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害」に対する請求または命令の決定。ただし、被保険者が保健師助産師看護師法に規定する看護師、准看護師、保健師もしくは助産師または薬剤師法に規定する薬剤師の有資格者であり、保健師助産師看護師法または薬剤師法に規定する看護業務または薬剤師業務を遂行する場合には、次のア～ウまでの行為に起因する損害に対しては適用しません。
ア.疾病の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検索、もしくは診断書・検案書・処方せん等の作成、交付等の医療行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）
イ.美容整形、医学的堕胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）
ウ.薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給
エ.あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
オ.獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
⑤初年度契約の保険期間の初日より前に記名法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する請求または命令の決定
（*7）侵害行為に起因してなされた損害賠償請求による争訟費用・初期対応費用・訴訟対応費用の補償部分（前記【保険金をお支払いする場合】の【6】部分）については、この免責事由は次のように読み替えて適用するものとします。
④次に掲げるものに対する損害賠償請求
ア.身体の障害（疾病または死亡を含みます。）。ただし、精神的苦痛に起因して発生した身体の障害は除きます。
イ.財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）
⑥記名法人またはその職員からなされ、またはこれらの者が関与してなされた請求（求償を含みます。）または命令の決定。ただし、次のいずれかの場合を除きます。
ア.その請求以外に被保険者と記名法人の職員との間に利害関係がないと判断される場合
イ.記名法人が、前記【保険金をお支払いする場合】の【3】【4】に規定する請求を行う場合
ウ.国家賠償法第1条第2項に基づいて記名法人が被保険者に対して求償権を行使する場合
エ.国家賠償法第2条第2項に基づいて記名法人が被保険者に対して求償権を行使する場合
オ.記名法人が、前記【保険金をお支払いする場合】の【5】に規定する請求または命令の決定を行う場合
⑦被保険者の故意（侵害行為に起因してなされた損害賠償請求による争訟費用・初期対応費用・訴訟対応費用の補償部分（前記【保険金をお支払いする場合】の【6】部分）のみ）
⑧サイバー攻撃（※2022年度改定により保険金支払い対象外となりました。）
等
D.この保険では次の場合においては、刑事弁護士費用担保特約条項の保険金をお支払いできません。
①事件確定（*8）により被保険者が有罪となった場合
②次の弁護士費用（刑事事件に関する）を支出したことによって被る損害
・刑法第2編第5章に定める公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に関する弁護士費用
・弁護士法に基づき弁護活動を逸脱する行為に関する弁護士費用
③次の訴訟費用を支出したことによって被る損害
・被保険者が刑事訴訟法第500条第1項に定める訴訟費用の裁判の執行免除の申立を行った結果、執行免除決定がなされた費用
・被保険者の共犯人が、連帯して負担する費用
・刑事訴訟法第1編第16章の規定により、国が被保険者に対して補償する費用
等
（*8）「事件確定」とは、刑事事件について、次のアからウまでのいずれかの状態になることをいいます。
ア.検察官が不起訴と判断したこと（検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。）。
イ.裁判所が略式命令を発したこと（その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。）。
ウ.第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪または無罪が確定すること（第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審または控訴審の判決を除きます。）。

産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）

ウ.薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給
エ.あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
オ.獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
⑤初年度契約の保険期間の初日より前に記名法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する請求または命令の決定
（*7）侵害行為に起因してなされた損害賠償請求による争訟費用・初期対応費用・訴訟対応費用の補償部分（前記【保険金をお支払いする場合】の【6】部分）については、この免責事由は次のように読み替えて適用するものとします。
④次に掲げるものに対する損害賠償請求
ア.身体の障害（疾病または死亡を含みます。）。ただし、精神的苦痛に起因して発生した身体の障害は除きます。
イ.財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）

C.この保険では、次の事由によって生じる損害、なされた請求または命令の決定には、保険金をお支払いできません。
①戦争、変乱、暴動、騒じょう
②地震、噴火、洪水、津波または高潮
③自動車、原動機付自転車または航空機、施設外における船、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または動物の所有、使用または管理に起因する請求または命令の決定
④直接であるか間接であるかにかかわらず、汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出もしくは放出もしくは廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処理またはそれらのおそれ
⑤汚染浄化費用またはこれによる損失
⑥記名法人またはその職員からなされ、またはこれらの者が関与してなされた請求（求償を含みます。）または命令の決定。ただし、次のいずれかの場合を除きます。

ア.その請求以外に被保険者と記名法人の職員との間に利害関係がないと判断される場合
イ.記名法人が、前記【保険金をお支払いする場合】の【3】【4】に規定する請求を行う場合
ウ.国家賠償法第1条第2項に基づいて記名法人が被保険者に対して求償権を行使する場合
エ.国家賠償法第2条第2項に基づいて記名法人が被保険者に対して求償権を行使する場合
オ.記名法人が、前記【保険金をお支払いする場合】の【5】に規定する請求または命令の決定を行う場合
⑦被保険者の故意（侵害行為に起因してなされた損害賠償請求による争訟費用・初期対応費用・訴訟対応費用の補償部分（前記【保険金をお支払いする場合】の【6】部分）のみ）
⑧サイバー攻撃（※2022年度改定により保険金支払い対象外となりました。）
等
D.この保険では次の場合においては、刑事弁護士費用担保特約条項の保険金をお支払いできません。

①事件確定（*8）により被保険者が有罪となった場合
②次の弁護士費用（刑事事件に関する）を支出したことによって被る損害
・刑法第2編第5章に定める公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に関する弁護士費用
・弁護士法に基づき弁護活動を逸脱する行為に関する弁護士費用
③次の訴訟費用を支出したことによって被る損害
・被保険者が刑事訴訟法第500条第1項に定める訴訟費用の裁判の執行免除の申立を行った結果、執行免除決定がなされた費用
・被保険者の共犯人が、連帯して負担する費用
・刑事訴訟法第1編第16章の規定により、国が被保険者に対して補償する費用
等
（*8）「事件確定」とは、刑事事件について、次のアからウまでのいずれかの状態になることをいいます。
ア.検察官が不起訴と判断したこと（検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。）。
イ.裁判所が略式命令を発したこと（その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。）。
ウ.第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪または無罪が確定すること（第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審または控訴審の判決を除きます。）。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、「保険約款」でご確認ください。

| 自治労共済生協の公務員賠償責任保険制度 補償開始月別保険料（毎月1日補償開始） | | | | | | | | | | | |
|---|------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 項目 | 10月補償開始 | 11月補償開始 | 12月補償開始 | 1月補償開始 | 2月補償開始 | 3月補償開始 | 4月補償開始 | 5月補償開始 | 6月補償開始 | 7月補償開始 |
| 一般職・専門職（下記2職種除く） ※一時払保険料 | タイプS | 7,440円 | 6,820円 | 6,200円 | 5,580円 | 4,960円 | 4,340円 | 3,720円 | 3,100円 | 2,480円 | 1,860円 |
| | タイプA | 6,240円 | 5,720円 | 5,200円 | 4,680円 | 4,160円 | 3,640円 | 3,120円 | 2,600円 | 2,080円 | 1,560円 |
| | タイプB | 4,800円 | 4,400円 | 4,000円 | 3,600円 | 3,200円 | 2,800円 | 2,400円 | 2,000円 | 1,600円 | 1,200円 |
| | タイプC | 2,880円 | 2,640円 | 2,400円 | 2,160円 | 1,920円 | 1,680円 | 1,440円 | 1,200円 | 960円 | 720円 |

※医師・歯科医師は取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

■ 事故が起これたら（公務員賠償責任保険）

被保険者に対して請求または命令の決定がなされたときは、遅滞なく、損害賠償請求者の住所・氏名および請求の内容ならびに他の保険契約等の有無および内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。被保険者が請求または命令の決定を受けるおそれのある原因または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、請求または命令の決定のおそれのある原因または事由の具体的状況について、書面でご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。また、公務員賠償責任保険において通知のあった事実・行為に起因して将来請求または命令の決定がなされた場合には、その通知の時をもって請求または命令の決定がなされたものとみなします。

ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

■ ご注意事項（公務員賠償責任保険）

ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただけますようお願い申し上げます。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置ください。なお、引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談締結をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して請求または命令の決定を行う権利を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（法律上の損害賠償金および弁償金に対するものに限ります。）」について、先取特権を有します（保険法第22条第1項。『先取特権』とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます。（保険法第22条第2項）このため引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

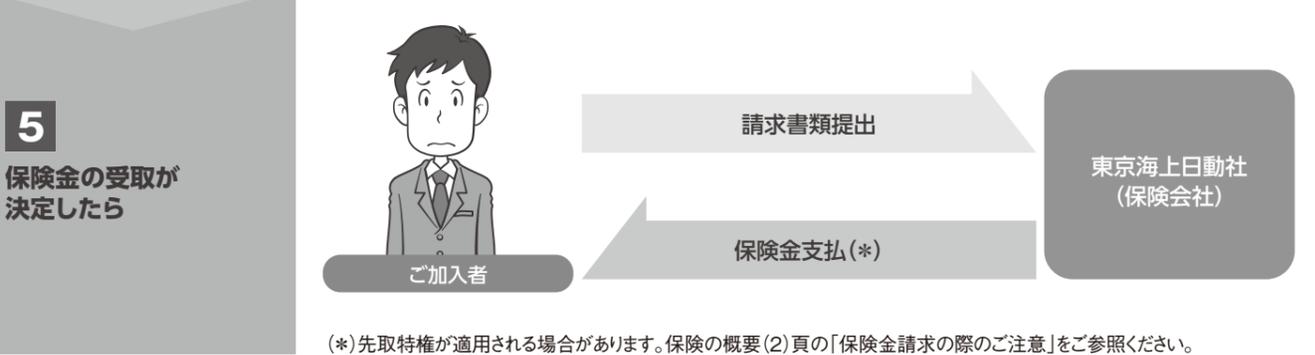
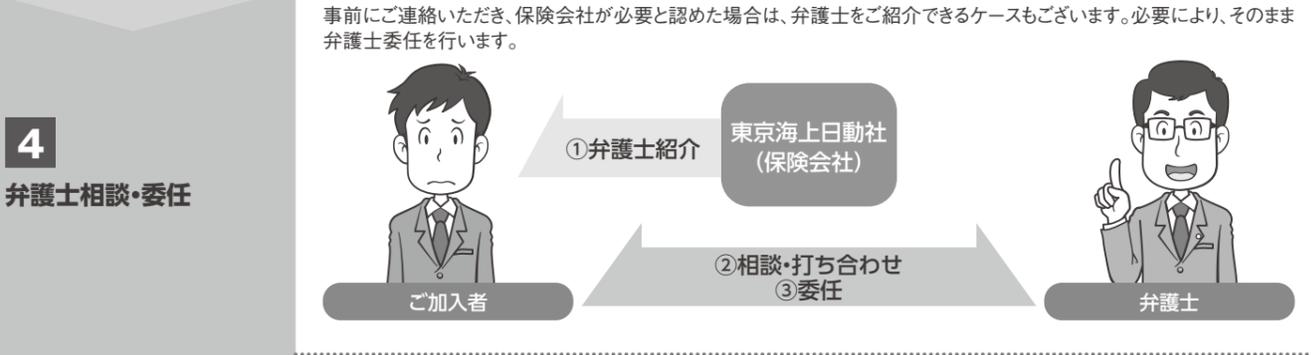
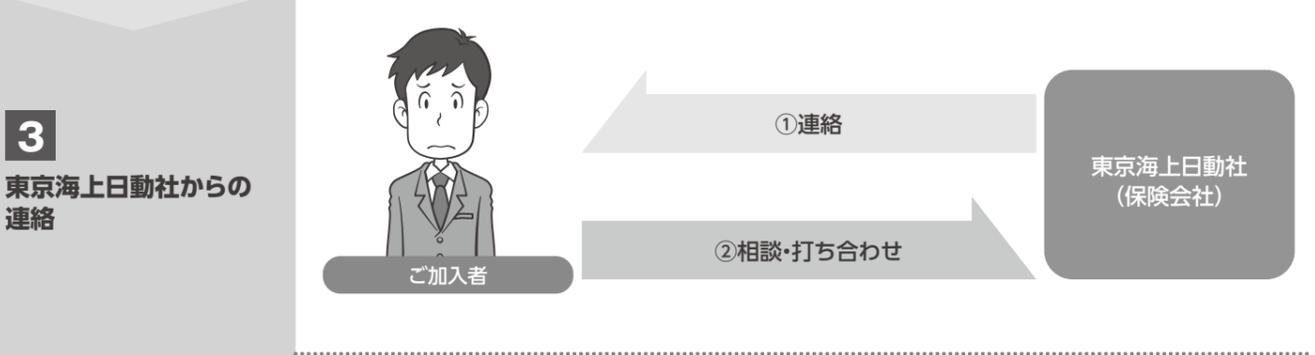
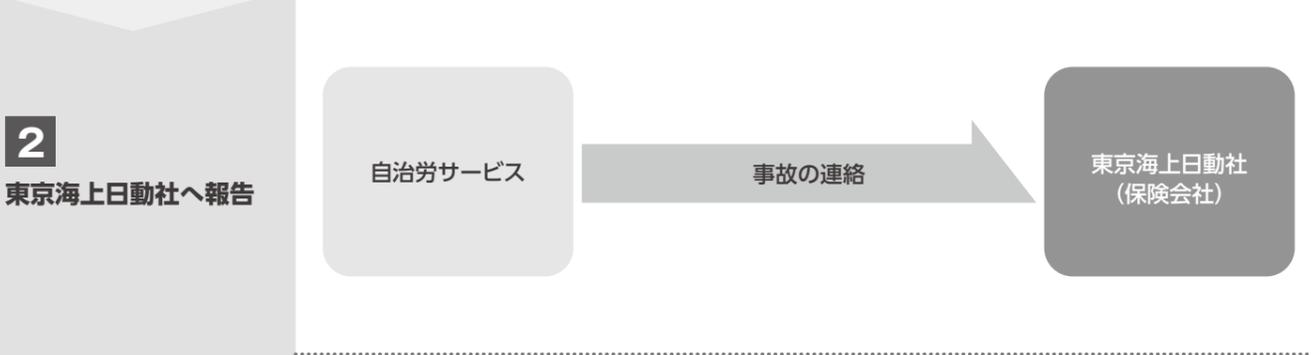
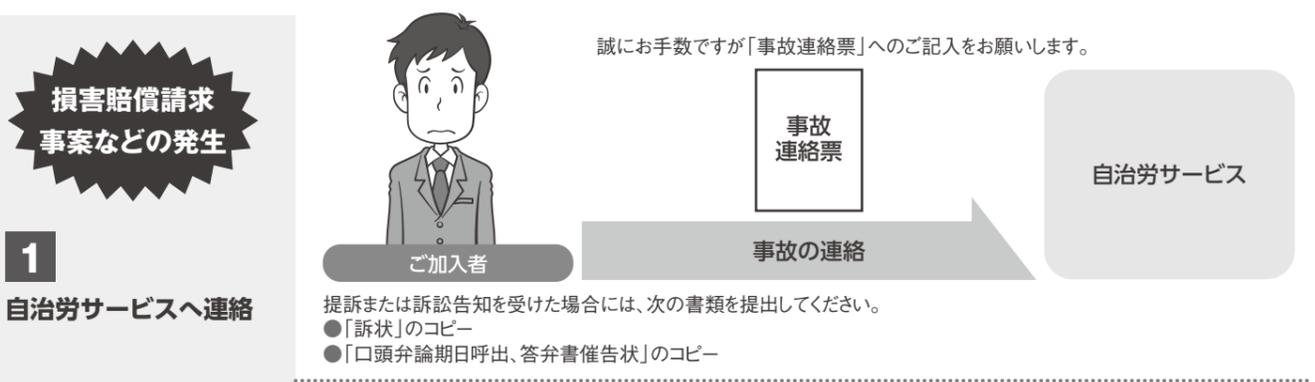
①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入の際のご注意

〈告知義務〉
加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご

保険の概要（2）

事故連絡から保険金支払までの主な流れ



（*）先取特権が適用される場合があります。保険の概要（2）頁の「保険金請求の際のご注意」をご参照ください。

保険の概要（3）